

# 令和5年9月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和5年9月5日】

## 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員の扶養手当等の支給要件に係る者の範囲を拡大するほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 扶養手当等の支給範囲の拡大  
扶養手当、単身赴任手当等の支給要件に係る者の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。（第11条第2項、第12条の3第1項第2号並びに第13条の2第1項及び第2項）
  - イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う文言及び引用条文の整備（第2条第1項及び第28条の2第1項第1号）  
「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」 → 「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」  
「第44条」 → 「第26条の8」
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日  
令和5年10月1日。ただし、(2)イについては、公布の日
  - イ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月文京区条例第6号）の一部改正  
(2)アの改正に伴う規定整備（付則第11項、第12項及び第14項）

## 2 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員の旅費の支給要件に係る扶養親族の範囲を拡大するため、提案する。
- (2) 改正内容  
扶養親族移転料の支給対象となる扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。（第2条第1項第6号）
- (3) 施行期日 令和5年10月1日

## 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員の退職手当の支給要件に係る遺族等の範囲を拡大するため、提案する。
- (2) 改正内容  
職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族の範囲及び退職後失業している場合の退職手当の算定における親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。（第4条第1項第1号並びに第13条第8項第2号及び第5号）
- (3) 施行期日 令和5年10月1日

#### 4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例を廃止するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の支給に係る規定を削る。(付則第5項から第7項まで)
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

#### 5 文京区プール条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 プールの経営の譲渡に係る地位の承継について定めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア プールの経営の許可を受けた者が当該経営を譲渡した場合における地位の承継に係る規定の整備(第3条の2第1項)
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、(2)イについては、公布の日

#### 6 文京区興行場法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 興行場法(昭和23年法律第137号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 興行場法の一部改正に伴う文言の整備(第3条第3項)  
「相続」 → 「譲渡、相続」
- (3) 施行期日 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

#### 7 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 旅館業法(昭和23年法律第138号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 旅館業法の一部改正に伴う引用条文の整備(別表2の項)  
「又は第3条の3第1項」 → 「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」
- (3) 施行期日 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

## 8 文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 宿泊料の表示方法を改めるほか、旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 営業者の遵守事項のうち宿泊料の表示方法について、案内書、表示板等のフロント等への備付けから、案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認できる方法による明示に見直す。（第6条第3号）
  - イ 旅館業法の一部改正に伴う引用条文の整備（第5条）  
「第5条第3号」 → 「第5条第1項第3号」
- (3) 施行期日 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。  
ただし、(2)アについては、公布の日

## 9 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 法の一部改正に伴う引用条文の整備（第15条第1項第2号）  
「同条第11項」 → 「同条第10項」
  - イ 省令の一部改正に伴う文言の整備（第15条第1項第4号及び第44条）  
「厚生労働大臣」 → 「内閣総理大臣」
- (3) 施行期日 公布の日

## 10 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 省令の一部改正に伴う文言の整備（第25条）  
「厚生労働大臣」 → 「内閣総理大臣」
- (3) 施行期日 公布の日

## 11 文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 多子世帯に係る利用者負担の軽減措置の拡充に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第11条第2項）  
「第4項」 → 「第3項」
- (3) 施行期日 令和5年10月1日

## 12 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 幼稚園教育職員の扶養手当の支給要件に係る扶養親族の範囲を拡大するため、提案する。
- (2) 改正内容 扶養手当の支給要件に係る扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加え、配偶者と同等の取扱いとする旨を定める。(第11条第2項第1号)
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和5年10月1日
  - イ 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月文京区条例第17号)の一部改正
    - (2)の改正に伴う規定整備(付則第3項、第4項及び第6項)

## 13 後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、協定の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
  - ア 協定の目的 後楽橋補修補強工事
  - イ 協定金額 金9億6,980万5,600円  
(変更前の協定金額 金8億1,206万150円)
  - ウ 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
千代田区  
代表者 千代田区長 樋口高顕

### 【参考】

支出科目等 令和3年度から令和5年度まで 一般会計 土木費 道路橋梁費  
令和6年度 債務負担行為

## 14 文京区立元町公園整備工事(第二期)請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立元町公園整備工事(第二期)
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金5億258万6,700円
- (4) 契約の相手方 小野・大洋建設共同企業体
  - 構成員(代表者) 東京都文京区後楽一丁目1番13号小野水道橋ビル4階  
株式会社小野組東京支店  
東京支店長 松岡毅
  - 構成員 東京都文京区千駄木三丁目33番4号203  
大洋造園土木株式会社文京支店  
支店長 棚倉恒夫

### 【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年3月10日まで
- ② 支出科目等 令和5年度 一般会計 総務費 防災対策費  
土木費 公園緑地費  
令和6年度 債務負担行為

- 15 令和5年度文京区一般会計補正予算
- 16 令和5年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 17 令和5年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 18 令和5年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算